

契約手続における押印等の見直しについて

総務省大臣官房会計課の契約手続について、下記のとおり、運用を見直すことといたしましたので、お知らせします。

記

- 1 電子調達システム(政府電子調達:GEPS)による電子入札及び電子契約について
総務省では、従来、オンライン手続推進の観点から、原則全ての入札・契約について電子調達システム(政府電子調達:GEPS)による電子入札及び電子契約を行っていますので積極的なご利用をお願いいたします。
- 2 電子調達システム(政府電子調達:GEPS)が利用できない場合の書面手続について
 - (1) 入札・公募等手続関係
入札・公募等参加にあたり、提出が必要な書類については、押印不要とします。
注1 書類の提出方法その他詳細については、各案件の入札説明書、応募要領等をご確認願います。
 - (2) 契約手続関係
契約書を除く書類(請書、見積書、請求書等)について、押印を不要とし、電子メールでの提出を可能とします。
注1 契約書については、会計法令上押印が義務づけられているため、引き続き押印が必要です。
 - (3) 提出書類についての留意事項
押印不要化にあたり、提出書類については、責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を必ず記載願います。
注1 確認のため、必要に応じ、当省から連絡させていただく場合があります。
注2 新規の取引の場合など更なる確認が必要な場合には、必要に応じ、責任者又は担当者の本人確認書類(運転免許証等)の写しをご提出いただく場合があります。
 - (4) 実施時期
令和3年2月以降の入札・契約手続から実施します。
- 3 その他
上記については、総務省大臣官房会計課の契約手続に関するものです。その他の総務省各機関の取扱いについては、各機関にお問い合わせください。